

いわき市医学生応援修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市医学生応援修学資金貸与条例（令和7年いわき市条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請手続)

第2条 条例第2条の申請をしようとする者は、医学生応援修学資金貸与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（当該申請をする日の属する年度に大学（条例第2条に規定する大学をいう。以下この条及び第15条において同じ。）に入学した者にあつては、第1号に掲げる書類を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大学の学業成績証明書
- (2) 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類
- (3) 戸籍抄本
- (4) 履歴書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(保証人)

第3条 条例第4条第1項の規定により医学生応援修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

- 2 前項の保証人のうち、1人は修学資金の貸与を受けようとする者の成年者の親族とし、他の1人は成年者であつて独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(選考及び決定の通知)

第4条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第2条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

- 2 市長は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を条例第2条の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の申請をした者の中から、第1項の選考の際に補欠候補者を定めることができる。

4 第1項の面接は、市長がその必要がないと認めるときは、省略することができる。

(貸与の辞退及び取消し等)

第5条 前条第1項の選考の結果修学資金の貸与の決定を受けた者（次項において「借受予定者」という。）は、条例第2条の契約を締結する前に修学資金の貸与を辞退するときは、直ちに医学生応援修学資金貸与辞退届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借受予定者が偽りその他不正の手段により修学資金の貸与の決定を受けたとき、又は正当の理由がなく前項の契約を締結しないときは、修学資金の貸与の決定を取り消し、その旨を当該借受予定者に通知するものとする。

(貸与契約の解除の通知)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与契約（以下「契約」という。）を解除したときは、直ちに契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(医学生応援修学資金借用証書の提出)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与を受ける期間が満了したとき、又は条例第5条第1項の規定により契約を解除されたときは、直ちに貸与を受けた修学資金の全額について医学生応援修学資金借用証書（第3号様式）並びにその者及び保証人の印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

(併給可能な資金)

第8条 条例第8条の市長が別に定める資金（以下「他の資金」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する資金とする。

(1) 他の資金の貸与又は給付を受けるに当たり、修学資金の貸与が妨げられていないこと。

(2) 他の資金で返還債務が免除される場合として医師として勤務する期間の定めがある場合において、当該期間に条例第6条第1号に規定する在職期間を加えたときに、条例第9条第1項第4号の市長が認める期間内に条例第6条

第1号の規定による要件を満たせること。

(返還方法の変更承認の申請手続)

第9条 条例第9条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して20日以内に医学生応援修学資金返還方法変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還期限の延長の申請手続)

第10条 条例第9条第1項第4号の勤務する見込みがあると市長が認める場合における市長が認める期間は、修学資金の貸与を受けた者の申請その他の事情を考慮し、市長が決定するものとする。

2 前項の申請は、医学生応援修学資金返還期限延長承認申請書（第5号様式）によるものとする。

(返還債務の免除の申請手続)

第11条 条例第6条又は第7条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、医学生応援修学資金返還債務免除申請書（第6号様式）に条例第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 他の資金の貸与又は給付を受けている者は、当該他の資金の返還債務の履行を終えているときは、前項の規定による申請の際に、その事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第12条 条例第10条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、医学生応援修学資金返還債務履行猶予申請書（第7号様式）に同条の災害、疾病その他やむを得ない事由が存することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第13条 条例第12条の規定による学業成績表の提出は、修学資金の貸与を受け始めた年の翌年から貸与期間が満了するまでの間、毎年4月30日までに前学年のものを提出することにより行うものとする。

(届出)

第14条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- (7) 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (8) 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。
- (9) 他の資金の貸与又は給付を開始したとき。
- (10) 他の資金の貸与又は給付を終了したとき。
- (11) 他の資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終えたとき。
- (12) 条例第6条に規定する臨床研修等に従事しようとするとき、又は当該臨床研修等に従事しなくなったとき。

2 契約の相手方は、修学資金の貸与を辞退するときは、医学生応援修学資金貸与辞退届を市長に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（第8号様式）及び変更後の保証人の印鑑登録証明書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

（現況報告書の提出）

第15条 契約の相手方は、大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月15日までに、同月1日現在及び前年度の従事状況を現況報告書（第9号様式）により市長に報告

しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

医学生応援修学資金貸与申請書

年 月 日

いわき市長 様

貸与申請額		月額		円	貸与申請期間		年 月 日から 年 月 日まで	
申請者本人	ふりがな 氏名				生年月日		年 月 日	
	本籍							
	現住所	〒			電話番号			
	帰省先住所	〒			電話番号			
	電子メール アドレス							
大学	名称							
	学部・学科					学年		
	所在地	〒			電話番号			
	入学年月日	年 月 日			卒業見込 年月日		年 月 日	
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	年収	住所	

保証人	本籍							
	住所	〒	電話番号					
	ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日	続柄	
	職業				年収			
	勤務先							
保証人	本籍							
	住所	〒	電話番号					
	ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日	続柄	
	職業				年収			
	勤務先							

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連携してその債務を履行することを保証します。

保証人 住所
氏名

保証人 住所
氏名

第 2 号様式（第 5 条、第14条関係）

医学生応援修学資金貸与辞退届

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

住所

氏名

電話番号

次のとおり修学資金の貸与を受けることを辞退しますので届け出ます。

貸与を辞退する理由

第3号様式（第7条関係）

医学生応援修学資金借用証書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

申請者 住所

氏名

⑩

電話番号

いわき市医学生応援修学資金の貸与を受け、次の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借用金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

保証人 住所

氏名

⑩

年 月 日

保証人 住所

氏名

⑩

備考 本人及び保証人については、印鑑登録されている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

医学生応援修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号
申請者 住所
氏名
電話番号
保証人 住所
氏名
保証人 住所
氏名

変更の内容
変更の理由

第 5 号様式（第10条関係）

医学生応援修学資金返還期限延長承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

住所

氏名

電話番号

医籍登録番号及び登録年月日	() 年 月 日登録
在籍している医療機関の名称	
在籍している医療機関の所在地	
延長を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長を希望する理由	

備考 必要に応じ延長を希望する理由を証する書類を添付すること。

第 6 号様式（第11条関係）

医学生応援修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号
申請者 住所
氏名
電話番号
保証人 住所
氏名
保証人 住所
氏名

貸与を受けた時の大学の名称		
貸与を受けた期間		年 月から 年 月まで
貸与を受けた金額		円
返還免除を希望する金額		円
該 当 事 項	1	いわき市内の病院の医師として通算して在職した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務していなかった期間を除いた期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したため。（条例第 6 条第 1 号該当）
	2	業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため。（条例第 6 条第 2 号該当）
	3	大学を卒業した後 2 年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、通算の在職期間が 1 年以上で、かつ、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったため。（条例第 7 条第 1 号該当）
	4	死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったため。（条例第 7 条第 2 号に該当）
説 明	（ 2 の具体的理由）	
	（ 4 の具体的理由）	

[illegible]

第 7 号様式（第12条関係）

医学生応援修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

住所

氏名

電話番号

貸与を受けた修学資金の額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	

第 8 号様式（第14条関係）

保証人変更承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号

新 保 証 人	本籍					
	住所	〒	電話番号			
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	続柄	
	職業		年収			
	勤務先					
変更しようとする理由						

旧保証人 に代わって保証人となることを承諾します。

年 月 日

新保証人 住所

氏名 ⑩

備考 新保証人については、印鑑登録されている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付してください。

第9号様式（第15条関係）

現況報告書

年 月 日

いわき市長 様

決定番号

住所

氏名

電話番号

1 年4月1日現在の従事状況

勤務場所等	医療機関等の名称	
	医療機関等の所在地	
従事の内容	1 臨床研修	
	2 専門研修（診療科： ）	
	3 病院又は診療所に勤務	
	4 医学に係る研究（研究機関における身分： ）	
その他		

2 前年度の従事状況

従事期間	年 月から 年 月まで	
勤務場所等	医療機関等の名称	
	医療機関等の所在地	
従事の内容	1 臨床研修 2 専門研修（診療科： ） 3 病院又は診療所に勤務 4 医学に係る研究（研究機関における身分： ）	
その他		

備考

1 従事の内容について、1 から 4 までのうち該当する番号を丸で囲み、所要事項を記入すること。記入欄が不足する場合や当てはまる選択肢がない場合には、その他の欄に状況を記入すること。

2 従事状況が分かる書類を添付すること。